

監査報告書

学校法人 名古屋自由学院

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

令和7年5月20日

監 事 愛知 吉隆

監 事 奥田 香代

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人名古屋自由学院寄附行為第7条第3項の規程に基づき、学校法人名古屋自由学院の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を行った。

私たちは、監査にあたり「名古屋自由学院監事監査規程」に準拠し、監査の方法は、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、公認会計士から私立学校助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べるにあたり必要と認めた監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実はないものと認める。

以上